

ウクライナ人道危機救援金募金箱の盗難被害について

令和5年1月10日、大井町役場庁舎1階町民ホールに設置していたウクライナ人道危機救援金の募金箱がなくなっていることに職員が気づき、1月12日に松田警察署に被害届を提出しました。

本事案の経緯は次のとおりとなります。

今回の事案の経緯

令和4年3月9日 ウクライナ人道危機救援金募金の受付を町内公共施設4か所で開始

令和4年5月13日 第1回送金（集まった募金を日本赤十字社に送金）

令和4年8月25日 第2回送金（集まった募金を日本赤十字社に送金）

令和5年1月10日 受付を行っていた町内公共施設1か所の募金箱がなくなっていることが発覚

・職員が最後に募金箱を確認した日時 令和4年12月19日17時

令和5年1月12日 松田警察署に被害届を提出

※ 概要 別紙のとおり

問合せ先
大井町子育て健康課
電話番号 0465-83-8012

(別紙)

募金箱の盗難被害について

2023. 1. 18

概要

設置場所 大井町役場 庁舎1階町民ホール前

募金名 ウクライナ人道危機救援金

発生日時 令和5年1月10日(火) 14時頃

募金に訪れた町民から募金箱を尋ねられたところ、庁舎職員が設置場所に募金箱が置いていないことを確認、子育て健康課に連絡があり、募金箱がないことに気づいた。

その後、内部で捜索・調査等を行ったが、紛失したことが事実となった。

確認不明期間 令和4年12月19日(月) から令和5年1月10日(火)

被害届提出日 令和5年1月12日(木)

被害額等 現金、募金箱、南京錠等 ※金額不詳

今後の対策 すべての募金箱について設置状況を確認し、日常管理の見直し、チェーンによる施錠の強化、また監視を強化するなど、再発防止に努めます。